

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画策定・見直しの趣旨

本市では、平成28(2016)年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、令和元(2019)年5月に自殺対策を総合的に推進するための具体的な取組を定めた「日向市自殺対策行動計画(第1期)」を策定し、同年7月に、関係機関や民間団体等で構成する「日向市自殺対策推進協議会」、市関係部局で構成する「日向市自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策に取り組んできました。

今回、「日向市自殺対策行動計画(第1期)」の期間終了に伴い、新たな「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた第2期計画を策定しました。

#### ○新たな自殺総合対策大綱のポイント(令和4(2022)年10月閣議決定)

自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているものの、女性は2年連続(令和2(2020)年、令和3(2021)年)の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置付けた。大綱のポイントとして、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」があげられる。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法の第13条第2項に基づき策定された「日向市自殺対策行動計画(第1期)」をもとに、令和4(2022)年10月に閣議決定された、新たな国の自殺総合対策大綱並びに宮崎県自殺対策行動計画及び本市の実情等をふまえ、策定したものです。

令和2(2020)年度に策定された「第2向日向市総合計画・後期基本計画」(以下「市総合計画」という。)では、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」を本市の目指す将来像として掲げています。本計画は、市総合計画を上位計画とし、市民の健康の増進を図るための基本的項目を示す市民の健康づくり推進計画として策定された「健康ひょうが21計画(第2次)」と十分な整合性を図るものとします。

### 3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱を踏まえて、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間の計画の期間とします。

#### 4 計画の数値目標

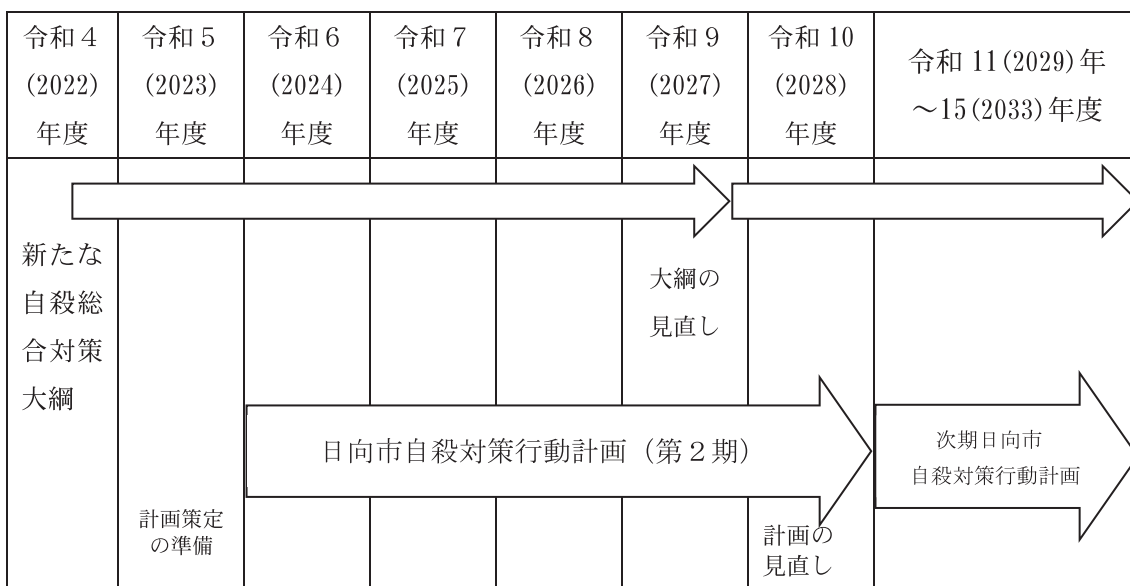
自殺対策基本法に示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成 29 (2017) 年 7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和 8 (2026) 年までに、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成 27 (2015) 年と比べて 30%以上減少させることを目標として定め、対策を講じてきました。その目標は、令和 4 (2022) 年 10 月に閣議決定された、新たな国の自殺総合対策大綱においても継続となっています。

こうした国の方針と、本市の第 1 期計画の目標達成度を踏まえて、本計画における目標値は、第 1 期の目標である「自殺死亡率を平成 28 (2016) 年の 13.0 から、令和 8 (2026) 年までにおおむね 30%減らし 9.1 以下にすること」を第 2 期計画の終了まで継続することとし、今後、国の自殺総合対策大綱の見直し（令和 9 (2027) 年度）に合わせて本市の目標についても見直しを行います。

(人口 10 万対)

平成 28(2016)年	中間 令和 5 (2023)年 (第 1 期計画終了年度) ※令和 3 (2021)年の自殺死亡率 で評価	目標 令和 10(2028)年 ※令和 8 (2026)年の自殺死亡率 で評価
自殺死亡率 13.0	自殺死亡率 11.9	自殺死亡率 9.1 以下



## 5 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市では、各施策分野にSDGsの目指す17の目標を関連付けることで、目指す将来像の実現に取り組みます。

日向市自殺対策行動計画と関連するSDGsの目標は以下の通りです。

	<p>【目標 1】 貧困をなくそう</p>		<p>【目標 2】 飢餓をゼロに</p>
	<p>【目標 3】 すべての人に健康と福祉を</p>		<p>【目標 4】 質の高い教育をみんなに</p>
	<p>【目標 5】 ジェンダー平等を実現しよう</p>		<p>【目標 8】 働きがいも経済成長も</p>
	<p>【目標 9】 産業と技術革新の基礎をつくろう</p>		<p>【目標 10】 人や国の不平等をなくそう</p>
	<p>【目標 11】 住み続けられるまちづくりを</p>		<p>【目標 12】 つくる責任 つかう責任</p>
	<p>【目標 16】 平和と公正をすべての人に</p>		<p>【目標 17】 パートナーシップで目標を達成しよう</p>